

# 多賀町教育大綱



多賀町  
令和8年3月



## =目次=

【将来の多賀の姿】	(第6次多賀町総合計画より).....	1
【本町教育の基本目標】	.....	1
I. 多賀町教育大綱の位置づけ	.....	1
II. 大綱の期間	.....	1
III. 基本理念	.....	1
IV. 基本方針	.....	2
1. 子どもの健やかな成長に向けて	.....	2
2. 町民が寄り合い、自ら学び、みながつながる「ひとづくり、まちづくり」に向けて	....	3
3. 本町の教育を推進する上で適切な施設のあり方の検討に向けて	.....	4
V. 重点的に講ずべき施策	.....	4
1. 学校教育・就学前教育	.....	4
(1) 確かな学力を育む教育の推進	.....	4
(2) 学校の運営体制の改善と地域とともにある学校づくりの推進	.....	5
(3) 教職員の資質・能力の向上	.....	5
(4) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる心の育成	.....	5
(5) 主体的に社会へ参画できる資質・能力の育成	.....	6
(6) 子どもの安全・安心の確保	.....	6
(7) 子どもの基本的な生活習慣の確立	.....	6
(8) 発達段階に応じた、バランスの取れた町全体の就学前教育の推進	.....	7
(9) 特色ある学校・園教育の実施	.....	7
(10) 情報活用能力の育成と教育 DX の推進	.....	7
(11) 教育施設のあり方の検討	.....	7
2. 社会教育	.....	7
(1) 多賀結いの森の活用推進	.....	8
(2) あげぼのパーク多賀の活用推進	.....	8
① 多様な図書館サービスの展開と読書環境の充実	.....	8
② 博物館の活用推進	.....	8
③ 文化財や遺跡の保存と活用	.....	8
(3) 生涯スポーツの推進	.....	9
(4) 文化・芸術の振興と充実	.....	9
(5) 公民連携・拠点間連携を通じた「生涯学習ゾーン構想」の実現	.....	9

# 多賀町教育大綱

## 【将来の多賀の姿】

(第6次多賀町総合計画より)

「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」

## 【本町教育の基本目標】

「学校・園、家庭および地域が連携し、社会全体で子どもを育み、学び、支えあう生涯学習社会を創るとともに、未来にはばたく、心豊かでたくましいひとづくりを推進する」

### I. 多賀町教育大綱の位置づけ

本町では、令和3年度に策定した「第6次多賀町総合計画」において、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」を将来の町の姿として掲げています。本教育大綱は本町が目指す将来像を実現するために、「まちづくり」は「ひとづくり」であるとの基本理念に基づき、「子どもや子育て家庭を応援するまち」の具現化を図るべく定めるものです。詳細については、各年度の「教育行政方針」に記載されていますので、この大綱では本町における教育の大要を記載することとします。

### II. 大綱の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、この大綱は、その期間内であっても必要に応じて見直すことができることとします。

### III. 基本理念

「教育は多賀町のまちづくり」

少子化による人口減少やグローバル化・情報化の急速な進展は社会に大きな変化をもたらしています。本町の今後を見据えると、持続可能な社会の発展を生み出すひとづくりは、教育の最大の使命であり、教育とまちづくりは密接に結びついています。このことから、「教育は多賀町のまちづくり」を基本理念とし、「社会的に自立した人間の育成」「共に生きる社会の実現」「共に学ぶ教育の推進」の3つの柱で「ひとづくり」と「まちづくり」を一体的に推進します。

子どもを健やかに育み、多様化する教育ニーズや課題に対応するためには、適切な教

育環境を整備することに加えて、医療・福祉・産業・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組むことが必要です。とりわけ教育と保育には互いに重なる領域があることを踏まえ、これらを一体的に進めることが重要です。政治的な中立性や教育の安定性を確保し、継続的な教育行政に努めるとともに、教育行政と一般行政とが相互に連携し、当事者である町民の声を聴きながら、総合的な取組を進めます。

## IV. 基本方針

基本理念の実現に向け、次のとおり基本方針を定めます。

### 1. 子どもの健やかな成長に向けて

町民が安心して働くことができ、安心して子育てできる町とするために、子育て支援を進めながら、健やかな子どもを育てる教育を推進し町民一人ひとりが心身ともに健やかで、自らの可能性を最大限に発揮し、幸せや生きがいを実感できる「ウェルビーイング社会」の実現を目指します。

子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、教育環境の充実を図りながら、学力向上と情操教育の充実に努めます。

特に幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。この大切な時期に、子どもたちが安心して自己表現できる教育環境と、保護者が子育ての喜びを享受できる安心できる環境を整備することは、将来のウェルビーイングの土台を築く上で何よりも重要です。本町は、子ども一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな支援を行い、心身の健やかな成長を最大限に促します。また、地域の保護者の多様なニーズに柔軟に応えるために、地域社会全体が一体となって子どもたちを育むという視点に立ち、一貫性のある質の高い教育と子育て支援を推進します。

こうした取組を進めていくためには、学校・園、家庭および地域等の連携が必要です。各主体がそれぞれの役割を担い、ともに手を携え、子どもの健全な育成や子育て家庭への支援を行うとともに、こども基本法や滋賀県子ども基本条例に基づき、子どもが権利の主体として尊重され、その利益が擁護されることを通じて、豊かな人間形成が図れるよう努めます。

#### 【重点項目】

- 確かな学力を育む教育の推進
- 豊かな心を育む教育の推進
- 健やかな身体を育む教育の推進
- 共に育つ保幼小中連携、小小連携の推進
- 様々な主体と連携・協力して創造する教育の推進

- ふるさと多賀を愛し、ふるさと多賀に学ぶ教育の推進
- 子育てに喜びと安心がもてる子育て支援の推進
- 安全・安心な学校・園づくりの推進
- 自他の「いのち」「人権」を尊重する教育の推進
- いじめ、虐待、不登校などを起こさない教育の推進
- 子どもたち自らの夢や希望を実現する教育の推進

## 2. 町民が寄り合い、自ら学び、みながつながる「ひとづくり、まちづくり」に向けて

「多賀に寄り、多賀で語らう、多賀を知り、多賀から学ぶ、多賀でつながり、多賀とつながる」を生涯学習の基本目標とし、生涯学習を推進します。

生涯学習とは自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により自発的に行う自由で広範な学習のことを言います。また、社会教育、学校教育、家庭教育のすべての学習活動を含むものであり、個々が行う文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動、趣味等も生涯学習の領域に含まれます。

人生100年時代と言われる今日、学校を終えた後も学び続けることができ、人生にうらおいと豊かさをもたらす生涯学習の充実は、地域の人々とのつながりを深め、豊かな人間関係の構築につながるものです。

このことから、町民の多様なニーズに応えるため生涯学習の環境改善や体力づくり、生涯スポーツの振興を推進します。

また、先人が築き上げた様々な歴史と貴重な文化遺産の調査研究や保全・保護を進めるとともに、積極的な活用を図り、郷土の歴史を学ぶことによって、郷土の伝統文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛するひとづくりを目指します。

さらに、青少年の豊かな情操や基本的な生活習慣を身に付けさせ、他者への思いやりや感謝の心、自制心、倫理観を養い育て、家庭や地域の人々が共に生きがいを感じる社会教育を推進します。

### 【重点項目】

- 町民一人ひとりへの生涯を通じた学びの機会の提供
- 互いの人権を尊重しあう明るい社会づくりの推進
- 町民一人ひとりのライフスタイルに応じたスポーツの振興
- 自然・文化・人を活かした施設の充実とサービスの充実
- 公民館・博物館・図書館など社会教育施設と連携した教育の推進
- 文化財や文化遺跡の保護・保存と活用、啓発
- 地域・職場・家庭をつなぐボランティア活動、コミュニティー活動の推進
- 青少年を健全に育成することができる環境整備と社会教育の推進

### 3. 本町の教育を推進する上で適切な施設のあり方の検討に向けて

本町の学校施設は、いずれも建築後 50 年を超えており、施設の老朽化の進行を踏まえると、改築や長寿命化、大規模改造等の計画的な整備が必要となります。特に多賀小学校については、一部校舎が建築後 68 年を経過していることから、近い将来の改築に向けて検討をはじめることが必要です。

また、近年の出生数や児童生徒数の動向を踏まえると、施設や教職員数などに起因して教育環境に一定の差が生じかねない状況にあります。今後も子どもたちが安全・安心に学び、質の高い教育活動を受けられるようにするためには、適切な施設のあり方について検討する必要があります。

このため本町としては、施設の安全性・機能性の確保を前提に、老朽化の度合いや今後の年少人口の見通し、教育活動の充実、維持管理の効率性等を勘案しながら、本町の学校・園の施設のあり方について総合的に検討を進めていきます。

あわせて、既存施設も含め必要な整備については計画的に取り組み、将来にわたり持続可能で公平性の高い教育環境の実現に努めます。

#### 【重点項目】

- 教育施設の安全性・機能性の確保および質の向上
- 将来にわたる教育活動推進のための適切な教育施設のあり方の検討

## V. 重点的に講ずべき施策

### 1. 学校教育・就学前教育

子ども一人ひとりに確かな学力をつけることは、学校教育の大切な目標です。しかし、学力の向上のみにとらわれ、子どもの心身の健全な育成がおろそかになってはなりません。また、特別な支援を要する子どもに対してきめ細やかな教育を行うことも重要な視点です。このことから、学校教育・就学前教育では、次の3点を施策の軸として設定し、以下の項目を重点的に講ずべき施策とします。

- 教育を取り巻く人的・物的環境を充実・改善し学力の向上を図る。
- 豊かな心と健やかな身体を育み、誰もが安心して学び過ごせる教育を推進する。
- 本町の自然、歴史・文化・人を活かした教育を推進する。

#### (1) 確かな学力を育む教育の推進

令和7年度末に1人1台学習者用端末が更新され、GIGAスクール構想の第2期(NEXT GIGA)に入ります。第1期の課題を踏まえ、端末の積極的かつ効果的な活用を通じて、つまずいた箇所を繰り返し学ぶ機会を設定するなど、状況に応じた「指導の個別化」に取り組むとともに子どもの興味関心などに応じて、探究における学習の個性化に取り組む、学習内容の理解の深化

を図ります。

また、これまでの成果(教職員の学力向上に向けた意識の変革)を生かし、「読み解く力」や確かな学力を育成していくために、引き続き教育委員会と学校が連携し、主体的・対話的で深い学びを推進するなど、効果的に教育活動を展開します。

さらに、町立図書館との連携を図りながら、小学校就学前から発達段階に応じた読書習慣の定着を支援し、子どもの読書活動の充実を図ります。

## (2) 学校の運営体制の改善と地域とともにある学校づくりの推進

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域とともにある学校への転換を図るため、引き続き、学校と地域住民、両者をつなぐNPOなどの関係機関が力を合わせて、学校運営や教育活動に取り組みます。

そのため、学校支援地域コーディネーターを効果的に活用し、地域の人々が学びに関わり、地域社会全体で子どもを育む仕組みや、学校と地域住民が協働して学校運営に取り組む仕組みを整え、充実を図ります。

## (3) 教職員の資質・能力の向上

子どもの学びを支える教職員には、教育的愛情や倫理観、向上心を基本的な資質・能力として、時代の変化にもしっかりと対応していく教育力が求められます。

そのため、教職員全員研修会の内容をさらに充実させ、先進地への研修を継続して実施するとともに、校内研究の活性化を図ります。あわせて、教職員の人材育成の取組を通じて、主体的な資質・能力の向上を支援します。

また、教職員の時間外在校等時間については、教員の多忙な状況を改善し、縮減することが学校における働き方改革において重要です。日々子どもたちと向き合う教職員が力を十分に発揮できるよう、ICTの効果的な活用や多様な人材の参画など、さまざまな視点から勤務環境を整備していきます。

## (4) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる心の育成

すべての教育活動を通じて、子どもの感性や人権感覚を育む人権教育の深化を図ることが重要です。

そのため、これまで取り組んできた就学支援委員会、いじめ不登校対策会議、通級指導審査会、通級指導教室での成果や、個別の教育支援計画による継続した指導などを生かしつつ、さらに関係機関と連携した支援の充実を図ります。また、豊かな心を育む道德教育の充実を図るための取組を推進するとともに、障がいのある子どもや支援が必要な子どもの自立と社会参加に向け、個別に支援が必要な子どもに対してきめ細かな対応を行います。

人権教育を推進し、子ども一人一人の人権が尊重される教育を進め、一人

一人の違いを認め合い、自分を大切に、他者を大切にする心を育成します。

いじめや不登校の未然防止と適切な対応について、教育委員会と学校・園が連携して取り組むとともに、多賀町幼小中連携教育での研究会(以下、「校区研」という。)などを通じて、多様な個のあり方を認め合うことのできる集団づくりを推進します。

#### (5) 主体的に社会へ参画できる資質・能力の育成

社会の変化に応じた項目として、主権者教育、グローバル社会を意識した外国語教育、情報活用能力の育成の視点を取り入れ、社会の変化を前向きに捉え、主体的に社会形成に参画していくひとづくりに向けて、必要となる資質・能力を育成することが求められています。

具体的には、社会参画・社会貢献意識の育成として主権者教育などを推進し、グローバル社会で活躍する学びの一環として外国語教育を充実させます。また、ICTを主体的に活用できる態度の育成に向けた取組を推進します。

#### (6) 子どもの安全・安心の確保

学校における子どもたちを取り巻く環境を踏まえ、子どもが災害や犯罪、事故などで被害に遭うリスクの低減に向けた取組を引き続き進めます。

そのため、想定される災害に対処するための学校防災マニュアルをさらに整備し、マニュアルに基づいた訓練を実施することで、安全対策の改善や教職員の危機意識の向上を図ります。あわせて、発達段階に応じて災害などへの対応力を身に付けられるよう、安全教育の充実を図ります。

また、本町における不登校児童生徒数は増加傾向にあることを踏まえ、福祉などの関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材と、より一層連携して不登校対策に取り組めます。

#### (7) 子どもの基本的な生活習慣の確立

地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進する必要があります。また、家庭でのSNSなどのメディアの使い方や生活習慣の確立については、家庭との連携が欠かせません。

そのため、子育て支援とも連携しながら支援体制づくりを推進します。また、引き続き保幼小中が連携し、子どもの基本的な生活習慣づくりに向けて、校区研で子どもの実態について交流することを通じて課題を共有し、つながりのある実践を進めます。

## (8) 発達段階に応じた、バランスの取れた町全体の就学前教育の推進

発達段階に応じた各教育段階の学びについて、校種間の連携や接続の取組を通じて、成長過程の各段階の学びを円滑につなぎ、子どもの育ちを支えることが重要です。

そのため、保幼小中連携教育における保幼小中のつながりを意識した取組や、架け橋期のカリキュラムに基づいた園から小学校への円滑な接続を推進します。

## (9) 特色ある学校・園教育の実施

地域とともにある学校・園づくりを目指し、ふるさとを愛する心を育て自然、文化・歴史が豊かな多賀町から体験的に学ぶ教育を推進し、特色ある学校・園経営を実施します。

そのため、小規模な町の強みを生かし、各教科の授業において博物館や図書館を有効活用し、学芸員による出前授業や移動図書館の利用などの取組を推進します。

また、独自の取組として、本町の人材や自然などを活かした体験学習を、地域と一体となって推進します。

さらに、STEAM教育や自由研究などの探究的な学びの取組を推進します。

## (10) 情報活用能力の育成と教育 DX の推進

図書などの活字資料の有効活用に加え、情報通信技術を日常的に活用した教科などの指導により、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育てていきます。

また、子どもたちの1人1台端末環境を安定的に運用するとともに、飛躍的に進歩しているAIを含め、教育活動へのICT活用を推進し、学びへの効果を最大限に発揮できるよう取り組みます。

## (11) 教育施設のあり方の検討

人口減少・少子化に伴い、今後の教育施設のあり方を見直す時期に来ており、教育関係者だけでなく保護者や地域住民など幅広い層の意見を集約し、本町の教育を推進していくうえで、求められる施設のあり方について検討を進めます。

## 2. 社会教育

本町の「あけぼのパーク多賀」は、図書館・博物館・文化財センターの3つの施設を併せ持つ複合施設です。中央公民館「多賀結いの森」(以下「多賀結いの森」という。)と連携協力しながら、社会教育の拠点として大きな役割を果たしてきました。また、社会教育だけでなく、学校教育・就学前教育にも大きく貢献しています。

「多賀結いの森」と「あけぼのパーク多賀」が連携することより、さらに充実した社会教育の事業展開を図ります。

社会教育においても、本町の自然、歴史・文化を生かした教育の推進が大切です。この意味においても、「あけぼのパーク多賀」の専門的な施設と人材を多賀の教育に活かしつつ、学校・園との連携を深めた教育の取組を進めます。

社会教育では、以下の項目を重点的に講ずべき施策として取組を進めます。

## (1) 多賀結いの森の活用推進

第2次多賀町生涯学習推進計画の後期推進計画に基づき、地域の課題や要望に沿った施策の実施、施設の管理・運営を進めます。また、公民館運営審議会において計画の実施状況を評価した上で改善し、多様な人々が集うことができる、本町の生涯学習の拠点としての公民館づくりを目指します。

## (2) あけぼのパーク多賀の活用推進

### ①多様な図書館サービスの展開と読書環境の充実

町民の自発的な学習を支援するため、生涯学習の基盤となる図書館資料の充実を図り、多様なニーズに応える環境づくりを推進します。

また、乳幼児から高齢者まで、発達段階やライフスタイルに応じた読書活動の支援を行うとともに、すべての世代が読書に親しみ、習慣化できる環境の整備に努めます。

さらに、図書館が資料を通じて「人と人」「人と地域」のつながりを育む拠点となるよう、環境づくりを進め図書館を生かしたまちづくりを推進します。

### ②博物館の活用推進

地域の自然・歴史・文化に関する博物館活動(調査研究、収集・保管管理、教育・普及啓発、展示・発信)を基盤に、機能・サービスの充実と、関連する団体や組織との連携を推進します。

また、地域住民とともに歩み、成長する博物館を目指し、ミュージアムサポーターの育成や協力者との協働による取組を行います。

さらに、学術、観光、教育への活用が期待される国指定天然記念物「アケボノゾウ化石多賀標本」を重要な柱の一つとして位置付け、保存活用計画に基づいてさまざまな事業に取り組みます。

### ③文化財や遺跡の保存と活用

将来にわたって文化財を保存・継承するため、未指定文化財の把握調査を行い、文化財指定などによる保存を推進します。

「多賀町文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存・活用に取り組めます。

収集した資料の活用を促進するため、社会教育施設を中心とする多彩な展示などを行い、郷土の歴史、文化を知り、学ぶ機会の充実を図るとともに、地域の歴史、文化に誇りを持ち、地域への愛着を持てる心を育成します。

地域、行政、民間の協働により、郷土の歴史、文化、伝統行事などを次世代へつなぐ環境づくりを進めます。

また、令和8年度より設置される文化まちづくり課と協働し、歴史文化や自然を活かした観光まちづくりを進めます。

### (3) 生涯スポーツの推進

「多賀町スポーツ推進計画」を基本に、ライフスタイルや多様なニーズに応じた運動機会を提供し、町民が目的をもって継続的に『運動・スポーツ』ができる環境整備を進めます。

また、地域のスポーツ組織との連携を図り、町民の健康維持・増進と、未来を担う子どもたちが夢と希望をもってスポーツに打ち込むことができる環境の整備を進めます。

### (4) 文化・芸術の振興と充実

文化・芸術の鑑賞や特色ある取組の発表機会を充実させるとともに、創作活動や文化活動を支援することで、誰もが文化・芸術に親しみ、個性豊かな活動を活発に行える環境の整備を図ります。

大学や企業、メディア等を含む関係機関との連携協働により地域文化を振興するとともに、文化・芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進します。

### (5) 公民連携・拠点間連携を通じた「生涯学習ゾーン構想」の実現

生涯学習の拠点機関としての「多賀結いの森」と、開設当初からその専門性を活かした事業を行ってきた「あけぼのパーク多賀」が、それぞれの独自性を保ちながらも連携して事業を展開していきます。

また、事業の実施にあたっては民間との協働などを通して公民連携を進め、町民の幅広いニーズに応える生涯学習事業を進めていきます。